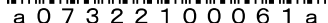


令和 7 年度

(単位：円)

(備考)



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 貯蔵品管理等業務

2 事業者名 札幌市管工事業協同組合

3 特定理由 本業務は、市民生活の重要なライフラインである上水道の工事に使用する資材の在庫・入出庫管理、漏水などの水道事故の際に必要な資材の出庫を 24 時間体制で行う業務である。

本業務は緊急出庫に伴う他工事との調整や、在庫が無い場合の代替案の提案等を 24 時間対応する必要があるため、水道工事及び資材についての知識や経験のない組織では、緊急を要する場合に対応が困難である。

上記業者は、札幌市内の水道管工事を施工している企業が加入する組合で官公需適格組合の証明を受けており、専門知識と豊富な経験を兼ね備える人材を有している。さらには、市内全域をカバーできる組合員(水道企業)ネットワークが構築されているため、適切かつ迅速な対応が求められる水道事故等の緊急時においても対応が可能な団体である。

以上のことから、本業務を札幌市管工事業協同組合に特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第15－51－00003号		
件 名	給配水管維持管理業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 3月 14日	午後 1時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	総価分 188,749,000円 単価分は入札（見積）金額に100分の10 に相当する額を加算した金額 （代表単価記載。その他単価は係数処理）	主 管 課	15 営業課
		最低制限価格	
工 種 （ 業 種 ）	290 その他		円
落札(決定)業者	60000006181 札幌市管工事業協同組合		

入 札 （ 見 積 ） 経 過 (単位：円)

指 名（見 積）業 者 名	入 札 （ 見 積 ） 金 額			価 格 交 渉 金 額
札幌市管工事業協同組合	1 回目			決定
	総価分	宿日直対応業務	171,590,000円	
	単価分	単価コード060-300-B	22,800円	
	単価分	単価コード600-020-01	61,560円	
	2 回目			
	総価分	宿日直対応業務	171,590,000円	
	単価分	単価コード060-300-B	22,700円	
	単価分	単価コード600-020-01	61,560円	
	3 回目			
	総価分	宿日直対応業務	171,590,000円	
	単価分	単価コード060-300-B	22,630円	
	単価分	単価コード600-020-01	61,560円	
(備 考)				



業 者 特 定 理 由 書

- 1 件 名 給配水管維持管理業務
- 2 特定業者名 札幌市管工事業協同組合
- 3 特定理由 下記の理由により業者を特定する。

記

本業務は、閉庁時に電話受付センターから転送されてくる緊急且つ専門的な内容に対する宿日直の受付対応や、事故メーター取替、宅地内及び公道部の漏水等の緊急復旧対応などの給配水管等の維持管理を主とする業務である。

本業務を履行するにあたっては、給配水管の漏水事故の復旧や、緊急的な水道設備の維持復旧（水道管移設、消火栓移設、消火栓修理、弁筐整備、継手整備、仕切弁等整備、不斷水式仕切弁取付土木、安全設備設置、見出票整備、配水管洗管）などの案件に迅速に対応できる水道技術とそれに必要な体制が求められる。

夜間や休日を問わず緊急時の出動が可能であり、大規模な水道施設事故等が発生した際の復旧に備えて、必要な人員と車両・建設重機等を保有していなければならない。

また、現地出動にあたっては、現場での事故状況や漏水量等を的確に把握し、状況に応じて応急措置を行うこともあることから、習熟した技術と判断が必要とされる。

さらに、電話受付センターから転送されてくる緊急且つ専門的な内容に的確に対応できる知識や現地出動の判断が求められる。

札幌市管工事業協同組合は、中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合であるとともに、官公需適格組合の認証を受けていることに加え、これまでも当該業務を遂行してきた組織力と経験及び実績がある組織である。

以上のことから、本業務を履行する条件を全て満たすのは、札幌市管工事業協同組合だけである。

- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川浄水場維持管理業務
- 2 事業者名 一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
- 3 特定理由

本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「施設・設備の維持管理」及び「排水処理施設の運転等」を行うものである。浄水場には多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。

このように、本市の水道事業において浄水処理のための設備・施設の維持管理は、その根幹を成す業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。

- ① 浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。
- ② 常に技術向上及び事故防止に努めるとともに、緊急時に適切な対応を行える知識・能力を有していること。

当該財団法人は、水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うことを目的として昭和54年に設立されたものである。この法人は、安全で良質な水を安定して供給するという使命の下、将来にわたって水道システムを持続していくため、本市水道局が持つ水道技術の一部を移転し、その後も様々な業務経験を通じて技術力を向上させてきた唯一の団体であり、前記能力を安定的かつ円滑に発揮できる法人は当該財団法人のみである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名：水道局配水施設等維持管理業務
- 2 業 者 名：一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
- 3 特定理由：

本業務は、市民に水道水を供給する配水施設の安定的な運転の維持を目的としており、その業務内容は送・配水施設（ポンプ場・配水池等）の受配電設備・機械設備・計装設備等の設備の日常点検を主たる内容としているほか、高区配水施設の運用状況を踏まえたポンプ設備・自家発電設備の運転停止切り換え操作、各機器の運転状態の的確な適否判断、配水池等での残塩測定、軽微な修繕作業など、土木・建築・電気・機械分野等の多岐に渡っている。

このため、業務の円滑な履行には、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。

- ①送・配水施設の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、送・配水施設の維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(浄水、配水、給水等)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。
- ②常に技術向上及び事故防止に努め、緊急時に対応を行える体制を有していること。

当該財団法人は、水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うことを目的として昭和 54 年に設立されたものである。この法人は、安全で良質な水を安定して供給するという使命の下、将来にわたって水道システムを持続していくため、本市水道局が持つ水道技術の一部を移転し、その後も様々な業務経験を通じて技術力を向上させてきた唯一の団体であり、前記能力を安定的かつ円滑に発揮できる法人は当該財団法人のみである。

- 4 根拠規定：

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について(令和 6 年 3 月 22 日)」に定められる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 給水装置工事検査業務
- 2 事業者名 一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
- 3 特定理由

【業務内容】

本業務は、給水装置工事の適正な施行を確保するため、本市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の施行した給水装置が、水道法及び本市の基準等に合致しているかの検査を行うものである。

【業務の特殊性】

- (1) 給水装置工事の検査業務は、給水装置に関する専門的な技術的知識と経験及び本市独自の技術基準に精通していることが必要である。
- (2) 本業務は、民間の指定事業者が施行した工事の検査を行うことから、中立性や公平性を確保できる者による業務遂行が必要である。
- (3) 本業務は、遂行にあたり水道利用者や各関連事業所との対応が多いことから、当分野における知名度及び高い信頼性を有していることが必要である。

【業者の特定】

一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会は、水道事業の合理的運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とし、信頼できる水道事業の専門的協力機関として、札幌市が主体となって設立したものである。

また、当該財団法人は水道法及び本市の基準等に関する専門知識を有する職員として、国家資格である「給水装置工事主任技術者」の有資格者が多数在籍するとともに、本業務内容及び必要とする水道事業全般に精通している人材の確保が可能である。さらに、当該財団法人は平成25年度からの受託経歴により、円滑な継続業務が可能であり、市民及び指定事業者からの十分な信頼を得ており、本業務を適正に遂行できる団体であると判断される。

以上、上記の特殊性により本業務は競争入札に適さないものと判断し、業務実績による技術力、経験値及び高い信頼性に基づき包括的に業務遂行でき得る当該財団法人への随意契約とする。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

令和 7 年度

契 約 番 号	第72－21－00007号		
件 名	西野・宮町浄水場運転管理及び維持管理業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 3月 14日 午後 2時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	175,186,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	72 藻岩浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	50000002964 (一財) さっぽろ水道サービス協会		

(単位：円)

[illegible]

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名	西野・宮町浄水場運転管理及び維持管理業務
2 事業者名	一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
3 特定理由	本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「運転管理」及び「施設・設備の維持管理」を行うものである。浄水場には多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。 このように、本市の水道事業において「運転管理」及び「施設・設備の維持管理」からなる「浄水場管理業務」は、その根幹を成す業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。 ①浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。 ②常に技術向上及び事故防止に努めるとともに、緊急時に適切な対応を行える知識・能力を有していること。 当該財団法人は、水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うことを目的として昭和54年に設立されたものである。この法人は、安全で良質な水を安定して供給するという使命の下、将来にわたって水道システムを持続していくため、本市水道局が持つ水道技術の一部を移転し、その後も様々な業務経験を通じて技術力を向上させてきた唯一の団体であり、前記能力を安定的かつ円滑に発揮できる法人は当該財団法人のみである。
4 根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 藻岩浄水場維持管理業務
- 2 業 者 名 一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
- 3 特定理由

本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「施設・設備の維持管理」及び「排水処理施設の運転等」を行うものである。浄水場には多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。

このように、本市の水道事業において浄水処理のための施設・設備の維持管理は、その根幹を成す業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。

- ①浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。
- ②常に技術向上及び事故防止に努めるとともに、緊急時に適切な対応を行える知識・能力を有していること。

当該財団法人は、水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うことを目的として昭和54年に設立されたものである。この法人は、安全で良質な水を安定して供給するという使命の下、将来にわたって水道システムを持続していくため、本市水道局が持つ水道技術の一部を移転し、その後も様々な業務経験を通じて技術力を向上させてきた唯一の団体であり、前記能力を安定的かつ円滑に発揮できる法人は当該財団法人のみである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第 2 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名	水道水質監視・管理業務
2 事業者名	一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
3 特定理由	本業務は、浄水場が安定的に浄水処理を行い、清浄で安全な水道水が市民へ供給されていることを確認するため、水道水源から浄水処理の各過程、給水栓の水質確認までの一連の水質監視・管理を行う基幹的な業務である。この業務の遂行に当たっては、平常時のみならず水質事故時等、非常時にも本市と連携した適切な対応ができるよう、業務受託者が次の能力を備えている必要がある。 ① 札幌市の水道水源である河川（豊平川、琴似発寒川、星置川・滝の沢川）各々の流域特性を十分理解したうえ、季節、気象、ダム運用等の条件により変化する水源各地点の状態を視覚・嗅覚等によるものを含め日常的に認識し、水質等の著しい変動や油混入等の水質事故がある場合には、平時との違いを察知し、適切な浄水処理等のために必要な情報を的確に把握し、本市に伝達できること。 ② 水源や浄水場の特性や状態、浄水処理の状況等を踏まえた上で、浄水処理の各過程及び市内各所の給配水の水質管理に係わる検査や監視を行い、その結果を正しく分析・評価して、異常の有無を判断できること。また、現地状況等により予定の検査・監視ができない場合は、水質管理上必要な代替措置を適切に講ずることができること。 ③ 油混入等の水質異常を発見した場合において、その時点の状況から水道システムに与える可能性のある危害を予測し、その原因や浄水場に優先的に提供すべき情報を意識した水質情報の収集と影響予測を行う調査ができ、かつ、適切な初期対応と本市と連携した危害への対策を講ずる非常時対応ができること。 当該財団法人は、水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うことを目的として昭和54年に設立されたものである。この法人は、安全で良質な水を安定して供給するという使命の下、将来にわたって水道システムを持続していくため、本市が持つ水道技術の一部を移転し、その後も様々な業務経験を通じて技術力を向上させてきた唯一の団体であり、前記能力を安定的かつ円滑に発揮できる法人は当該財団法人のみである。
4 根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

- 1 件 名 小規模貯水槽水道衛生管理調査・啓発業務
- 2 業 者 名 一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
- 3 特 定 理 由 下記の理由により業者を特定することとしたい。

記

【業務内容】

本業務は、小規模貯水槽水道の不適切な管理による水質汚染事故等を未然に防止するため、平成15年度から令和6年度までの22ヵ年で実施してきた調査・啓発業務を継続するとともに、受水槽を経由しない直結給水への切替えの情報提供並びに給水装置の相談等に対応することで、市民サービスの充実に努めるものである。

【業務の特殊性】

- (1) 技術力、専門知識の必要性について

安全で良質な水道水の確保に係る業務であり、簡易専用水道の検査等の技術力と適正な管理指導に対する専門知識が必要である。

また、貯水槽水道の適正な接続方法等の確認や、直結給水への切替え PR などの給水装置に関する相談等、水道全般にわたる専門的な知識が必要である。

- (2) 対応力、折衝力について

小規模貯水槽水道の設置者に対して施設の管理状況などに関する指導・助言を行う公共性の強い内容でありながら、水道法及び給水条例では、点検調査に対する強制力を持たない。したがって、設置者等への受検意欲を促す折衝力、過去の業務実績による対応力並びに知名度による信頼性に加え、蓄積された対象施設の管理情報や指導経緯並びに受検協力施設の傾向等の情報を活用した折衝を継続することが不可欠である。

【業者の特定】

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会は、水道事業の合理的運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とし、信頼できる水道事業の専門的協力機関として、札幌市が主体となって設立したものである。

また、当該法人は、国の登録を受けた簡易専用水道の検査機関として、これまでの検査実績や設置者等への指導・助言などの経験が豊富であり、かつ、適切な折衝を継続するためのデータベースを構築しているなど、本業務に必要なノウハウを全て兼備している。さらに、国家資格である「給水装置工事主任技術者」の有資格者が多数在籍しており、給水装置の相談等へも柔軟に対応できる人材が確保されている。

以上のことから、上記の特殊性に対応でき、かつ事業の成果を効果的に活用しながら本業務を的確に遂行できるのは当該法人だけである。

- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 地下埋設物・給水装置台帳情報提供管理業務
- 2 事業者名 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会
- 3 特定理由

本業務は、地下埋設物調査の申請者や給水装置工事事業者などに対して、システムから給配水管に関する資料などを出力し、情報提供するとともに、給水装置台帳などの原本を保管管理し、各種問い合わせに対応するものである。

本業務を履行するにあたっては、水道施設の情報を一元管理する給配水管管理システムを理解し、操作できることに加え、他工事による折損事故などを防止するため、給配水管に関する資料などを提供する際に、水道全般に関する適切な指導及び助言を行う必要があることから、給配水管等の水道施設の詳細や工事に伴う施工方法など、水道技術に関する専門的知識を有している者でなければならない。また、給水装置台帳などの原本を的確に保管管理し、各種台帳（新設・改造・撤去・修繕など）の記載事項を把握した上で、問い合わせに対応できるものでなければならない。

上記業者は、本市水道事業の合理的運営と市民福祉の向上のため、専門的協力機関として、設立当初より技術指導とノウハウの継承が行われ、これにより、水道全般にわたる専門的知識を有し、他工事による事故やトラブル防止などのため、水道技術に基づく適切な指導及び助言を行うことができ、各種専門的問い合わせにも対応することが可能である。

以上のことから、本業務を的確に履行できるのは、上記業者のみである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

契 約 番 号	第32－21－00063号		
件 名	管路維持管理業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 3月 14日 午後 2時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	392,700,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	32 給水課
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	50000002964 (一財) さっぽろ水道サービス協会		

(単位：円)

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第１回	最低 金　額	第２回	最低 金　額	第３回	最低 金　額	
(一財) さっぽろ水道サービス協会							決定
	357,000,000						
(備考)							

a 0 7 3 2 2 1 0 0 0 6 3 a

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 管路維持管理業務
- 2 事業者名 一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
- 3 特定理由

本業務は、送・配水管布設路線の巡視点検をはじめ、付属設備である弁室・弁筐・弁類（仕切弁・空気弁・排水弁）・維持放水施設、水管橋、緊急貯水槽の調査点検（簡易な整備を含む）及び各水道施設から音聴等により、給配水管の漏水調査等を行うものである。

本業務の履行にあたっては、水道施設全般に関する専門的知識に加え、事故を未然に防止するため、管路や弁類等の腐食状況や補修の必要性等を判断し、簡易な整備を行えるものでなければならない。また、通常時だけではなく緊急時においても、迅速かつ的確に、仕切弁や消火栓等の各水道施設から音聴等により漏水箇所を特定できるものでなければならない。

上記業者は、本市水道事業の合理的運営と市民福祉の向上のため、専門的協力機関として、設立当初から技術指導とノウハウの継承が行われ、これにより、水道全般に関する専門的知識を有し、適切に管路等の状況把握や簡易な整備を行うことができる。また、音聴等による技術や経験を有し、迅速かつ的確に漏水箇所を特定できることから、本業務を一体的かつ効率的に行うことができる。さらに上記業者は、緊急時においても、本市の指示を受け、迅速かつ確実に業務を履行できる体制を有している。

以上のことから、本業務を的確に履行できるのは、上記業者のみである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

1 件 名 道路占用許可申請等受付入力管理業務

2 業 者 名 一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会

3 特 定 理 由 当該業務は、指定給水装置工事事業者による給水装置工事や水道局発注の請負工事における道路占用許可申請の受付・入力および管理を行う業務である。年間約 6,000 件の申請について、適切かつ効率的に業務を行うためには、本業務の受託者に以下の条件を全て満たすことが求められる。

- (1) 申請書の記載内容が実際に行われる工事内容と合致しているか、水道工事の専門知識を基に判断できること。
- (2) 記載内容の不備等に対する指導を中立的な立場で行えること。
- (3) 道路管理システムの特殊な機能や操作を熟知し、効率的に作業を進めることができる知識と技術を有すること。

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会は、水道技術管理者や給水装置工事主任技術者などの多数の資格所有者が在籍しており、積雪寒冷地である本市において配水管の点検や給水装置の検査等の業務を行っているため、本市特有の水道工事全般にわたる専門知識を有している。

また、当該法人は水道の円滑な普及および適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、札幌市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的に設立された財団法人であり、自らは給水装置工事を行っていないことから、水道工事事業者に対して中立的な立場を有している。

さらに、道路占用許可申請に係る法制度や道路管理システムの機器操作についても必要な知識やノウハウを有し、効率的な作業を行なうことができる。

以上のことから、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会は(1)～(3)の条件を全て満たす唯一の団体である。

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により、業者を特定する。

記

- 1 件 名 水道記念館管理運営業務
- 2 業者名 一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
- 3 特定理由 本業務は、施設の安定した管理運営とともに、水道記念館を通して利用者に水道事業についての理解・関心を深めてもらうことを目的としている。そのためには、創意工夫により施設の魅力を向上させ、来館者の増加促進を図ること及び水道事業の効果的な普及・宣伝を行うことが必要であり、企画内容の良否によりその事業効果が大きく異なる。
 企画の提案には、高度な創造性、技術力、専門的な知識または経験が必要であり、競争入札には適さないことから、公募による企画競争を実施し、上記業者が契約候補者と選定された。
 したがって、上記業者に本業務を特定するものである。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当する。